

# 「仙台市客引き行為等の禁止に関する条例」を制定しました

仙台市では、市内中心部で風俗営業や居酒屋等の客引き行為等が多数見受けられ、飲食や観光、通勤通学などで多くの方々が行き交う路上において、通行の妨げや不快な声掛けなどの問題が生じています。こうした現状から、客引き行為等を禁止し、魅力と活力のある安全で快適な街を実現するため、平成30年12月に「仙台市客引き行為等の禁止に関する条例」を制定しました。

## 禁止される行為

- (1) 客引き行為等禁止区域内で行われる以下の行為
  - ①客引き行為……相手方を特定して、客となるように誘う行為
  - ②勧誘行為……相手方を特定して、役務に従事するように勧誘する行為
  - ③客待ち行為……客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
  - ④勧誘待ち行為……勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為
- (2) 事業者等が、禁止区域で客引き行為をした者等から紹介を受けて、当該客引き行為を受けた者を客として当該事業者等の店舗に立ち入らせること



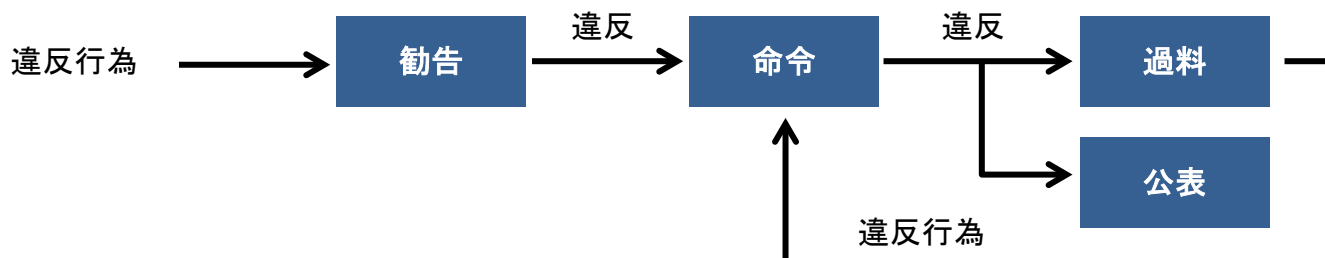
### 条例では禁止されない行為

以下の行為については条例による禁止行為とはなりません

- ・不特定多数の者に対して呼びかける行為
  - ・道路使用許可を取得して、ティッシュ・チラシ等を配布したり、看板を掲げて宣伝する行為
- ※上記の行為であっても、客引き行為に発展すれば、禁止行為となります

## 罰則について

上記「禁止される行為」に違反した場合は、当該違反行為をしてはならない旨の勧告・命令の対象となります。また、命令に違反した場合は、5万円以下の過料に処するとともに、氏名等を公表することがあります。さらに、店舗等の従業員が過料を科された場合は、その店舗等にも同様に過料が科されることとなります。

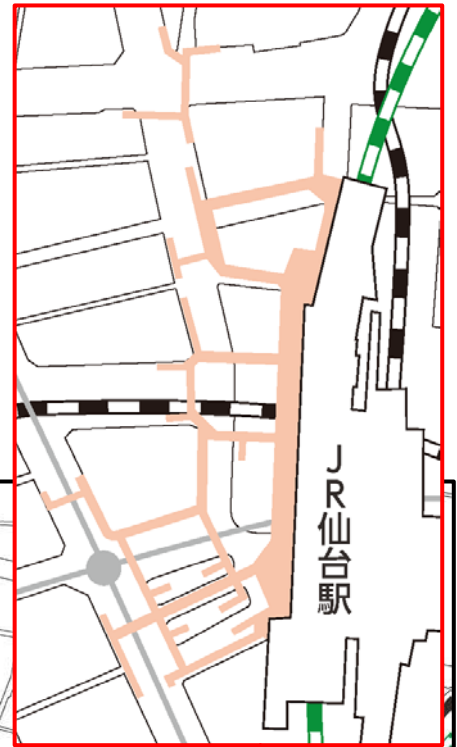


※禁止区域における客引き行為等の禁止および違反行為に対する勧告や命令、罰則等の適用は、平成31年4月1日からとなります。

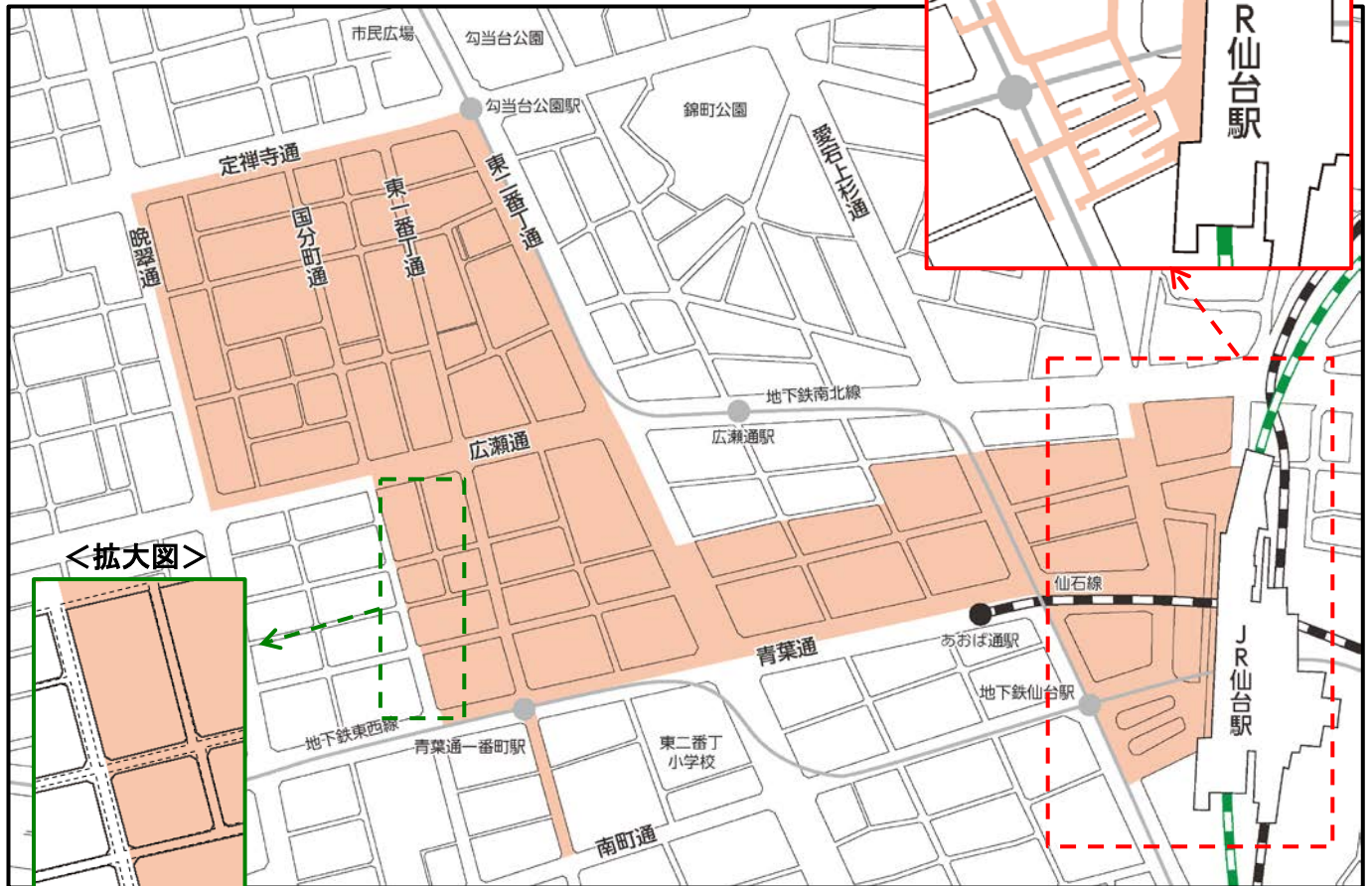
# 客引き行為等禁止区域について

町内会等からいただいた要望を受け、市民等が安全かつ快適に公共の場所を通行、利用することのできる環境を確保するため特に必要があると認める区域として、下記のとおり「客引き行為禁止区域」を指定しました。

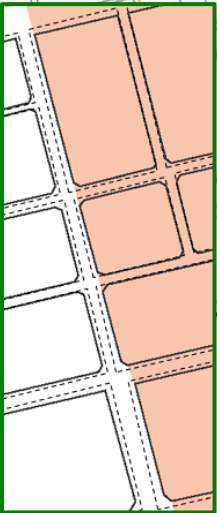
## <ペDESTリアンデッキ部分>



客引き行為等禁止区域図  : 禁止区域



### <拡大図>



※点線は歩道

問い合わせ  
 仙台市市民局生活安全安心部市民生活課 TEL: 022-214-6146